

学校外でのいじめに係る本市の取組みについて

1 条例及び市基本方針における規定について

- 児童館との連携については、仙台市いじめの防止等に関する条例及び仙台市いじめ防止基本方針において、市立学校及び児童館における相互の情報提供を行うこととされている。
- 仙台市いじめ防止基本方針では、令和 7 年 4 月 1 日改正の際に、「塾やスポーツクラブ等の学校外でいじめが発生した場合でも、可能な限り関係者とも連携を図って対応する必要がある」という記載を追記した。

2 学校外でのいじめの認知・対応について

- 学校外（児童館やスポーツ少年団等）で起こったいじめについても、学校に情報提供があった場合や、児童生徒へのアンケート等を通じて訴えが確認された場合には、学校が認知している。認知した後については、学校内で発生したいじめと同様に、教職員による児童生徒への聞き取り等、必要な対応を行っている。

3 学校外の施設等との連携について

- 毎年度当初に開催される小学校長会において、児童クラブ事業推進課は、小学校と児童館との情報共有の必要性について説明を行っている。その中で、いじめ事案への対応に関しても、情報共有や関係機関との連携の重要性について、改めて周知を図っている。
- 年 1 回、いじめ対策推進課と教育相談課の職員が児童館職員等を対象としたいじめ防止等対策についての研修を開催している。研修では、いじめの定義やいじめを見かけたときの対応方法などを扱っている。
- いじめ対策推進課で作成している啓発リーフレットを学校関係者だけでなく、民生委員児童委員、子育て関係団体職員、学校ボランティア防犯巡視員等、日頃児童生徒と関わりがある地域の方々にも配布し、条例の理念、いじめの定義、早期発見の重要性、こどもの自己肯定感を高める関わり方等についてお知らせしている。
- 令和 7 年 6 月、いじめ対策推進課と教育相談課が連名で、市内の主な学習塾やスポーツ少年団にいじめを見かけた際の情報提供等と呼び掛ける文書を発送し、地域全体でこどもを見守ることへの協力を依頼した。